

詳細版 審査実務の相違点に関する報告書（先行技術の開示）（日本語仮訳） （2012年9月）

- 1 専門用語
- 2 先行技術の開示を決定する法的根拠
 - 2.1 法律上の定義
 - 2.2 法的権限の解釈
 - 2.3 先行技術調査を統制する実務
 - 2.4 当業者の技術常識
- 3 「利用可能となった」の意味
 - 3.1 解釈
 - 3.2 開示が利用可能ではないとみなされる場合
- 4 「公衆」とは何か？
 - 4.1 解釈
 - 4.2 公衆
 - 4.3 非公衆
- 5 利用可能性の形式
 - 5.1 書面による説明
 - 5.2 技術標準
 - 5.3 口頭による説明
 - 5.4 使用による開示
 - 5.5 インターネット開示
 - 5.6 実施可能な程度の開示
- 6 先行技術を適用するための出願の基準日
- 7 有効出願日に基づいた抵触する出願及び先行技術
 - 7.1 国内/地域出願及び PCT 出願
- 8 グレースピリオド
 - 8.1 定義
 - 8.2 解釈

1 専門用語

秘密保持契約: 当事者が、特定の目的で他の当事者と共有することを希望するが、第三者による利用を制限したい機密の資料、知識、又は情報をまとめた、少なくとも 2 者の当事者間で締結される法的な契約。

抵触する出願、抵触する出願書、新規性の拡大概念: 現在の特許出願の最先の優先日又は出願日以前に出願され、前記期日以降に公開され、関連する主題が開示された特許出願又は出願書。

技術標準: 確立された技術標準又は要求事項。通常、規制機関(例えば、IEEE、ETSI、3GPP など)、企業、その他の専門機関、標準化機構によって設定及び規定され、例えば、技術仕様又は会議への提案書の形で利用できる。

	EPO	JPO	KIPO	SIPO	USPTO
法的根拠	EPC 第 54 条	特許法第 29 条(1)	特許法第 29 条(1)	特許法第 22 条(5)	U.S.C.第 35 卷第 102 条
法律上の定義	<ul style="list-style-type: none"> ・発明は、それが技術水準の一部を構成しない場合は、新規であると認められる。 ・欧州特許出願の出願日前に、書面又は口頭表示、使用若しくはその他のあらゆる方法によって公衆に利用可能になったすべてのものは技術水準を構成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。 ・特許出願前に日本国の国内外において公然知られた発明 ・特許出願前に日本国の国内外において公然実施をされた発明 ・特許出願前に日本国の国内外において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明 	<ul style="list-style-type: none"> 産業上利用可能な発明は、次に掲げる発明を除いて、特許を受けることができる。 ・特許出願前に韓国の国内外において公然知られたか又は公然実施をされた発明 ・特許出願前に韓国の国内外において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明 	<ul style="list-style-type: none"> ・出願日以前に中国の国内外において公然知られた技術 	<ul style="list-style-type: none"> 発明は、次に掲げる発明を除いて、特許を受けることができる。 ・当該特許出願人による発明の前に、米国内で他の者によって知られていた又は使用されていた発明、若しくは米国の国内外において特許を受けるか又は印刷刊行物に記載された発明 ・米国における特許出願日の 1 年以上前に、米国の国内外において特許を受けたか又は印刷刊行物に記載された発明、若しくは米国において公然実施をされたか又は販売された発明 <p>この他にもより詳細な制限が適用される。</p>
先行技術を適用するための出願の基準日	<ul style="list-style-type: none"> ・第一国出願の有効な優先日（日）又は出願日 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国出願の有効な優先日又は出願時刻（時分）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国出願の有効な優先日又は出願時刻（時分）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第一国出願の有効な優先日（日）又は出願日。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 つの基準日がある。 (1) 実際の出願日 (2) 有効な国内利益の主張で特定される最先の米国出願、又は米国を指定国とする国際(PCT)出願の出願日である米国における有効出願日 (3) 特定の条件を満たす場合、出願が先の外国出願の出願日の利益を受けることができる外国優先日
公衆による利用可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆がその知識を実際に参照しなくても、潜在的な利用可能性があれば十分である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・内容が秘密保持義務を負わない不特定の者に知られている発明、又は内容が公然知られる虞のある状態で実施された発明。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆がその知識を実際に参照しなくても、潜在的な利用可能性があれば十分である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・先行技術は、出願日以前に公衆に利用可能でなければならず、公衆が実質的な技術知識を取得できる内容を含んでいなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特許又は印刷刊行物は、公衆の閲覧に供されるか、又は印刷物の形式で広められ、主題に関心を持つ者及び業者が、合理的な努力を払って見つけ出すことができる程度に利用可能である場合、公衆に十分利用可能である。

		<ul style="list-style-type: none"> ・「頒布された刊行物」に関して、「頒布」は、誰かが実際に読んだかどうかに関係なく、不特定の者が刊行物を読む虞があることを意味する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・公衆に知られている技術は、関連する技術内容が、知りたいと思う者が知り得る状態に置かれていることを意味する。公衆が実際に知っている必要はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・刊行物が図書館又は特許庁を通じて公衆に利用可能である場合、実際に誰かがその刊行物を見たという事実を必要としない。
地理的な制限	なし	なし	なし	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・特許又は印刷刊行物を先行技術して依拠する場合、地理的な制限はない ・知識、使用、公用、又は販売に基づく先行技術は、米国内でなければならない。
公衆による利用が不可能	<ul style="list-style-type: none"> ・公然ではない場所での使用。 ・下請け会社である第三者企業での製造。 ・テスト用に製造された生産物。 	<ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持下で共有される知識。 ・当業者が発明の内容を把握できない状況での発明の製造又は使用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公然ではない場所での使用。 ・(一部が) 秘密にされている生産物。 	<ul style="list-style-type: none"> ・秘密状態にある技術内容、範囲を制限して頒布され、かつ秘密にすることが要求される刊行物。 ・生産物の展示又は実演の場合、その技術内容が一切説明されなければ、その展示又は実演は使用による開示ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・秘密開示、秘密特許。 ・社内でのみ頒布され、秘密を保持することを意図した文書及び品目。 ・知識又はその使用を秘密にしようという意図的な試みがある知識。
公衆	<ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持契約がない場合、開示情報にアクセスできる者。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定の者、守秘義務によって拘束されない者。 	<ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持契約がない場合、誰でも開示情報にアクセスできる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務を負わない者。
非公衆	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用又は団体への加入により特権的な知識を有する者、及び/又は明示的な秘密保持契約若しくは暗黙の秘密保持の取り決めに拘束される者。 ・契約を締結した供給者/顧客、又はビジネスパートナーは、公衆の一員ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・守秘義務に拘束される者。 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用又は団体への加入により特権的な知識を有する者、及び/又は明示的な秘密保持契約若しくは暗黙の秘密保持の取り決めに拘束される者。 ・契約を締結した供給者/顧客、又はビジネスパートナーは、公衆の一員ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務を負う者。 	<ul style="list-style-type: none"> ・何らかの秘密保持契約に拘束される者。

書面による開示	<ul style="list-style-type: none"> ・任意の書物。 	<ul style="list-style-type: none"> ・任意の頒布された刊行物。 	<ul style="list-style-type: none"> ・任意の書物。 	<ul style="list-style-type: none"> ・任意の書物。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆の閲覧に供されるか、又は印刷物の形式で広められる刊行物。
技術標準	<ul style="list-style-type: none"> ・技術標準は、秘密及び利用可能性に関する一定の基準を満たす場合、先行技術である。 ・明確な刊行物がなく、秘密保持契約に関する十分な証拠がある場合、技術標準は先行技術ではない。 ・標準化に関する討論会は、明確な反対の証拠がない場合、公衆に利用可能とみなされる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術標準に関する特別な規定はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術標準は技術常識とみなされる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術標準に関する特別な規定はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術標準に関する特別な規定はない。
口頭による開示	<ul style="list-style-type: none"> ・講演は技術水準に属する。ただし、講演者の証言だけでは、開示を証明するのに十分ではない。 ・記録や資料がない場合、講演者及び出席者からの宣誓陳述書を考慮に入れる。 ・対応する台本の有無に拘らず、ラジオ及びテレビ放送、録音又は録画。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「公然知られた」発明は、通常ほとんどの場合、講演及び説明会を通じて知られる。これらは、講演又は説明会で説明される詳細な事実に基づいて認定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・口頭による開示は先行技術である。口頭による開示を確認するためには、宣誓供述書又は要約書が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・口頭による話し合い、報告、又は討論会での発言。 ・公衆が受信できる放送、テレビ又は映画の内容。 	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての関係者が自由に参加できる公開討論会における口頭による開示は、その写しが無制限に配布された場合、印刷刊行物になる。
インターネット開示	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての種類のインターネット開示は、技術水準の一部である。 ・日付が明確でない場合、審査官に対して、有名なインターネットアーカイブを調査するように助言する。 ・別段の明確な表示がない限り、又は出願人が何らかの情報を提供しない限り、日付と内容は、正確なものとして受け入れられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての種類のインターネット開示は、技術水準の一部である。 ・原則として、当該公開情報の公開又は保守の責任を有する者が、その内容と共に公開の日時について証明しない限り、審査官は、公開の日時が表示されていない情報を引用してはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大統領令で定められたインターネット開示は、技術水準を構成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・書面による開示とみなされる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインデータベースやインターネットへの掲載などの電子刊行物は、その項目が公然掲載された日をもって印刷刊行物とみなされる。 ・開示が公表された日付の証拠がない場合、先行技術として依拠することはできない。

<p>使用による開示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・使用の証拠は、通常、証拠書類（宣誓供述書、宣誓陳述書）又は証言を必要とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明の「実施」には、発明の「使用」も含まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・製品の販売は、「公然実施をされた」とみなされる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用による開示は、技術的解決策が使用されたことにより、開示された、又は公衆に利用可能な状態に置かれたことを意味する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・米国内でのみの公用又は販売。 ・発明者が発明を展示又は販売する場合、その発明が機械又は物品の一部としてまったく見えないとしても、その発明がその本来の状態かつ意図された方法で使用され、当該機械が一般に公開されている場合は、公用が存在する。 ・実験的使用又は販売は、先行技術とみなされない。
<p>有効出願日に基づいた抵触出願と先行技術</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規性の評価に限り、先行技術には、当該出願の有効な優先日より前に行われ、かつ当該出願の優先日又はそれ以降に公開された欧州特許出願及び PCT 特許出願（国内出願ではない）の開示全体も含まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・後の出願でクレームされる発明が先の出願に記載されている発明と同一であるか、又は実質的に同一である場合、後の出願は特許を受けることができない。 ・抵触出願は、日本出願、及び日本を指定国とし、かつ日本語によるか、又は日本語の翻訳が提出された PCT 出願であってもよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・後の特許出願の出願日前に出願され、後の特許出願の出願後に公開されたか、公表された先の特許又は実用新案登録出願に記載された発明であって、後の出願でクレームされている発明と同一のもの。 ・抵触出願は、韓国語による PCT 出願、又は韓国語の翻訳が提出された PCT 出願でもよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規性の評価の場合のみ：専利局で審査されている出願の出願日より前に出願され、かつ当該出願日当日又はそれ以降に公開されるか、若しくは公表された中国出願、又は中国の国内段階に移行する PCT 出願。 	<ul style="list-style-type: none"> ・米国特許又は公開された米国特許出願は、審査されている出願の有効出願日に書類が公衆に利用可能となっていない可能性があっても、出願日又は有効出願日時点で先行技術として依拠することができる。 ・国際出願が米国を指定国とし、かつ英語で公開されている場合、2000年11月29日以降の国際出願日は、米国における出願日として依拠することができる。
<p>グレースピリオド</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次の2つの場合のみ、出願の実際の出願日（優先日ではない）より前の6ヶ月間がグレースピリオドとして付与される。すなわち、開示が、出願人に関して明らかな濫用に起因した場合、又は開示が、出願人により、EPOによって認められた国際博覧会でなされた場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開示が最初の出願日の6ヶ月以内になされ、特許を受ける権利を有する者の意に反して至った場合、又は特許を受ける権利を有する者の行為に起因して至った場合、その開示は、新規性及び進歩性を判断する際に考慮されない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特許を取得する権利を有する者による発明の開示が、以下のいずれかに該当し、その者が開示日から12ヶ月以内に特許出願を行う場合、その発明は、新規性及び進歩性を判断する際に考慮されない。 (i) 発明が、当該出願の出願以前に、特許を取得する権利を有する者によって公衆に供された場合。 (ii) 発明が、特許を取得する権利を有する者の意に反して公然知らされた場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開示が、中国政府が主催しているか又は承認している国際博覧会で初めて展示された場合、指定された学術会議又は技術会議の場で初めて公開された場合、又はその内容が出願人の同意を得ることなく他人によって漏洩された場合、出願日（適用可能な場合は、優先日）以前の6ヶ月間がグレースピリオドとして付与される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出願人は、米国における有効出願日から1年のグレースピリオドが付与される。公衆が公知となった方法は問題にならない。公用、公の販売、刊行物、特許又はこれらの組み合わせのいずれでもよい。

2 先行技術の開示を決定する法的根拠

2.1 法律上の定義

2.1.1 EPO

欧州特許出願の出願日前に、書面又は口頭表示、使用若しくはその他のあらゆる方法によって公衆に利用可能になったすべてのもの。

2.1.2 JPO

産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

- (i) 特許出願前に日本の国内外において公然知られた発明。
- (ii) 特許出願前に日本の国内外において公然実施をされた発明。
- (iii) 特許出願前に日本の国内外において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明。

2.1.3 KIPO

産業上利用可能な発明は、次に掲げる発明を除いて、特許を受けることができる。

- (i) 特許出願前に韓国の国内外において公然知られたか又は公然実施をされた発明。
- (ii) 特許出願前に韓国の国内外において、頒布された刊行物に記載された発明又は大統領令が定める電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明。

2.1.4 SIPO

出願日以前に中国の国内外において公然知られたすべての技術。

2.1.5 USPTO

次に掲げる場合を除いて、何人も特許を受ける権原を有する。

- (a) 当該特許出願人による発明以前に、米国内で他の者によって知られていた若しくは使用されていた発明、又は米国の国内外において特許を受けるか若しくは印刷刊行物に記載された発明。
- (b) 米国における特許出願日の 1 年以上前に、米国の国内外において特許を受けたか若しくは印刷刊行物に記載された発明、又は米国において公然使用されたか若しくは販売された発明。
- (e) その発明が、次のものに記載された場合。(1)当該特許出願人による発明の以前に米国において他者によってなされ、公開された特許出願、又は(2)当該特許出願人による発明以前に米国において他者によってなされた特許出願に対して付与された特許。ただし、国際(PCT)出願は、その出願が米国を指定国としており、英語で公開された場合に限り、米国においてなされた出願の効果を有する。

2.2 法的権限の解釈

2.2.1 EPO

「技術水準」は、「技術状態」と一致する。

「すべてのもの」は、一部の技術分野に関連するあらゆる種類の情報。

2.2.2 JPO

「公然知られた発明」：不特定の者に秘密でないものとしてその内容が知られた発明。

「公然実施をされた発明」：その内容が公然知られる状況、又は公然知られる虞のある状況で実施をされた発明。

「頒布された刊行物に記載された発明」：刊行物に記載されている事項又は刊行物に記載されているに等しい事項から把握される発明。

「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明」：双方向の伝送回線（主としてインターネット）を介して利用可能な発明。

2.2.3 KIPO

「公然知られた発明」：出願以前に韓国の国内外において秘密を保持しようという意図的な試みがなかった場合に公衆に知られている、又は知られるようになる発明。

「公然実施をされた発明」：韓国の国内外において、その内容が公然知られる状況、又は公然知られる虞のある状況で実施をされた発明。

「頒布された刊行物に記載された発明」：刊行物に直接的かつ明確に記載されている知識、又は刊行物に明示的には記載されていないが、本質的に記載されていると認められる知識によって特定される発明。

「電気通信回線を通じて公開された発明」：特許出願前に不特定の者に公然知られている又は知られる虞のある発明。

2.2.4 SIPO

「すべての技術」：先行技術には、出願日以前に、又は優先権が主張されている場合は優先日以前に中国の国内外で刊行物に開示された技術、中国の国内外で公然使用された技術、又はこれら以外の任意の手段により公知となったすべての技術が含まれる。

「出願日以前」：先行技術の時間的な境界は、当該出願の出願日、又は適用可能な場合は優先日。出願日以前に開示された技術内容はすべて先行技術の範囲に含まれるが、出願日当日に開示された内容は含まれない。

2.2.5 USPTO

「米国内で他の者によって知られていた又は使用されていた」：知識が公衆にアクセス可能な場合、すなわち、知識又は使用を故意に秘匿しようとする試みがない場合、発明は知られている又は使用されている。知識又は使用は他者により、米国内でなければならない、すなわち発明主体と異なる任意の主体でなければならない。その主体が発明主体と異なるには、1人の者が異なってさえいけば十分である。

「米国の国内外において特許を受けたか又は印刷刊行物に記載された」：特許又は印刷刊行物が先行技術を構成するには、最小限にでも公衆に利用可能でなければならない。ただし、特許又は印刷刊行物は、米国の国内外のいずれのものでもよい。

「米国において公然使用された」：当該使用が、米国において公衆がアクセス可能であったか、商業上利用された場合。

「米国において販売された」：米国内で明確な販売又は販売の申出がある場合。販売活動が公然である必要はない。

2.3 先行技術調査を統制する実務

2.3.1 EPO

先行技術は、当該類似分野における調査によって発見される可能性のある文献に基づいて、進歩性の欠如の合理的な異議が成り立つ可能性があるかどうかを考慮して、発明の基本的な技術的貢献を構成すると思われる発明に関連する技術分野及びそれに類似する分野で調査される。

2.3.2 JPO

各々の請求項に係る発明に関連する技術分野のすべての文献のうち、調査の経済上の理由から、審査官自らの知識・経験に基づき、関連する先行技術文献が発見される蓋然性が高いと判断される範囲の文献を調査することとする。

審査官は、関連する先行技術文献等が発見される蓋然性が最も高い技術分野を優先して調査する。通常は、発明の詳細な説明に記載された実施例に最も密接に関連する技術分野から調査を開始して、漸次、関連性のより低い分野へと調査を拡大することが適切である。

2.3.3 KIPO

調査は、発明に関係するすべての技術分野の資料が含まれる文献の収集物又はデータベース内で実施される。調査戦略は、直接関連のあるすべての技術分野を包含する文献区分を決定すべきであり、次に、類似する分野を対象とする文献区分に拡張してもよい。ただし、この必要性については、最初に検討した文献区分における調査結果を考慮して、事案ごとに審査官が判断しなければならない。

2.3.4 SIPO

審査官は通常、出願の主題が関係する技術分野において調査を実施する。ただし、必要があれば、調査の範囲を、類似する技術分野まで拡張する。

2.3.5 USPTO

調査する分野を決定する場合、国内特許文献（特許及び特許出願を含む）、外国特許文献及び非特許文献の3つの情報源を考慮しなければならない。

2.4 当業者の技術常識

2.4.1 EPO

通常、当該主題に関する百科事典、教科書、辞書及び手引書に掲載されている。

研究分野が非常に新しいために、まだ教科書に掲載されていない場合、

- (i) 当業者の技能には、特定の先行技術に関する基本的な一般知識だけでなく、そのような情報を発見できる場所を知っていることも含まれる。
- (ii) 当業者がほとんどすべての技術水準を対象とする文献の包括的な調査を実施することを期待できない可能性がある。
- (iii) 発見される情報は明確で、疑義やさらなる調査を生じることなく直接的かつ簡単な方法で使用できなければならない。

2.4.2 JPO

「技術常識」とは、当業者に一般的に知られている技術（周知技術、慣用技術を含む）又は経験則から明らかな事項をいう。

なお、「周知技術」とは、その技術分野において一般的に知られている技術であって、例えば、これに関し、相当多数の公知文献が存在し、又は業界に知れわたり、あるいは、例示する必要がある程よく知られている技術をいう。

また、「慣用技術」とは、周知技術であって、かつ、よく用いられている技術をいう。

2.4.3 KIPO

技術常識とは、当業者に一般的に知られている技術をいう（例えば、周知技術、慣用技術など）。

なお、「周知技術」とは、関連技術分野で一般的に知られている技術をいう。例えば、数多くの先行技術文献に掲載されている技術、業界で広く知られている技術、例示する必要があるほど周知されている技術などがある。

また、「慣用技術」とは、広く用いられている周知技術をいう。

2.4.4 SIPO

通常、当該技術で採用されている慣用手段、または、教科書や参考文献で開示されている技術手段である。

2.4.5 USPTO

当業者は、発明時に関連技術を知っていたとされる仮想の人物である。

3 「利用可能となった」の意味

3.1 解釈

3.1.1 EPO

基準日において、公衆が知識を得ることができ、その使用又は普及を制限する秘密保持義務の制約がない。公衆がその知識を実際に参照しなくても、理論的/潜在的な利用可能性があれば十分である。

基準日当日に生じる開示は先行技術ではない。

刊行物に月又は年しか記載されていない場合、例えば、発行者に問い合わせで正確な発行日を知る方法、又は考えられる最先の日付、すなわち、その月の最初の日、又はその年の最初の日とみなす方法の2通りが考えられる。

公開は、開示を引用可能にするために、様式又はレイアウトに関する特定の基準を満たす必要はない。

買い手に秘密保持義務がない場合、販売だけで製品は公衆に利用可能になる。

一般に、単なる製品の販売の申出は、発明を公衆に利用可能にするとはみなされない。ただし、発明の本質的な特徴が、例えば申出のデータシートで言及されている場合、発明は公衆に利用可能となったとみなされる。

図書目録に書籍を掲載した場合、その書籍を利用する者がいなくても、その書籍は公衆に利用可能になったとみなすのに十分である。

知識は、地理的な場所を問わず(すなわち、開示について地域的な制限はない)、言語や年代を問わず(すなわち、時間的な制限はない)、公衆に利用可能になることができる。

3.1.2 JPO

「公然知られた発明」とは、不特定の者に秘密でないものとしてその内容が知られた発明を意味する。

守秘義務を負う者から秘密でないものとして他の者に知られた発明は「公然知られた発明」である。発明者又は出願人の秘密にする意思の有無は関係しない。

学会誌などの原稿の場合、一般に、原稿が受けられても不特定の者に知られる状態に置かれるものではないから、その原稿の内容が公表されるまでは、その原稿に記載された発明は公然知られた発明とはならない。

「公然実施をされた発明」とは、その内容が公然知られる状況又は公然知られるおそれのある状況で実施をされた発明を意味する。

「刊行物」とは、公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書、図面その他これに類する情報伝達媒体をいう。

「頒布」とは、上記のような刊行物が不特定の者が見得るような状態におかれることをいう。現実に誰かがその刊行物を見たという事実を必要としない。

「公衆に利用可能」とは、不特定の者が情報を見ることのできる状態をいい、必ずしも、情報が実際に利用されたという事実は必要ない。

3.1.3 KIPO

「頒布された刊行物」とは、「頒布により、その内容を公衆に開示することを目的として、印刷、機械的方法又は化学的方法により複製された文書、図面、又は他のこれに類する情報伝達媒体」である。

「頒布」とは、刊行物が、公衆が読む又は見ることができ状態に置かれることをいう。実際に誰かがその刊行物を見たという事実を必要としない。マイクロフィルムや CD-ROM などの特許公報は、例えば、フロッピーディスク、スライドに格納された非特許文献と

同様、頒布された刊行物とみなされる。

「刊行物に明示的には記載されていないが、事実上記載されていると認められる事項」には、技術常識及び技術標準が含まれる。

発行の時期に関係なく、刊行物に月又は年しか記載されていない場合、発行日は、考えられる最先の日付、すなわち、その月の最初の日、又はその年の最初の日とみなされる。

発行時期が記載されていない場合、外国刊行物であって、国内での入手時期が明らかであれば、その頒布日は、発行国から国内で入手するまでに要する通常の期間となる。書評やカタログなどの刊行物の場合、その頒布日は発行日となる。刊行物の重版又は再版の場合、重版で引用される内容が、初版で引用された内容と一致することを前提として、頒布日は初版の発行日となる。

言語に関係なく、出願日前に韓国の国内外において秘密を保持しようという意図的な試みがなかった場合、発明は公知である。

内容が韓国の国内外において公然知られている場合、すなわち、発明の秘密が保持されなくなった場合、発明は公然実施をされたことになる。

発明の生産物の販売は、「公然実施をされている」とみなされる。

3.1.4 SIPO

公知の技術とは、関連する技術内容が、知りたいと思う公衆が知り得る状態に置かれることをいう。公衆が実際に知ったかどうかは関係ない。

先行技術には、出願日以前に公衆に利用可能となった技術内容が含まれる。すなわち、先行技術は、出願日以前に公衆に利用可能な状態にあり、公衆が実体的な技術知識を取得できる内容を含む。

生産物の使用による開示に関する限り、構造及び機能を知るために、使用される生産物又は考案を破壊する必要がある場合でも、使用による開示を立証することができる。

秘密保持義務を負う者が、規定、協定、又は暗黙の了解に違反して、技術内容を開示し、その技術が公衆に利用可能となった場合、その技術は先行技術の一部を構成する。

販売の申出から得ることのできる関連する技術内容が、知りたいと思う公衆が知り得る状態に置かれた場合、その技術は先行技術を構成する。

3.1.5 USPTO

原則として、公衆による利用可能性は、刊行物が特許庁のライブラリを通じて公衆に利用可能である場合、実際に誰かがその刊行物を見たという事実を必要としない。また、無料の利用可能性を前提としない。

公衆が知識にアクセス可能な場合に、発明は、知識又は使用を秘密にしようという意図的な試みがなかった場合、その知識が公衆に利用可能であれば、発明は公知であるか、又は公然実施をされている。

特許又は印刷刊行物は、公衆の閲覧に供されるか、又は印刷物の形式で広められ、主題に関心を持つ者及び当業者が、合理的な努力を払って見つけ出すことができる程度に利用可能である場合、公衆に十分利用可能である。

オンラインデータベース又はインターネットへの掲載などの電子刊行物は、掲載日をもって刊行物とみなされる。

関係者が自由に参加できる公開討論会において口頭で発表される論文は、その写しが無制限に配布された場合、刊行物になる。

文書へのアクセスが制限される場合でも、技術に関する公衆の一部が当該発明を知ることになるという推測が生じる限り、その文書は刊行物になる。

3.2 開示が利用可能ではないとみなされる場合

3.2.1 EPO

公然ではない場所（例えば、工場、兵舎など）での使用（通常、企業の従業員や兵士は秘密保持義務があるため）。

このような場所で、使用される物又は方法が公衆に対して展示、説明又は表示されている場合、又は秘密保持義務がない専門家（展示されている物又は方法を専門とする熟練者）が外部から物又は方法の本質的な特徴を把握できる場合、この知識は利用可能であるとみなされる。

下請け会社である第三者企業での製造。

テスト用に製造された生産物（例えば、少量）。

大学の学部図書館の保管庫に到着した当日の卒業論文。公衆に利用可能にするためには、さらに処理（例えば、図書目録への掲載など）を必要とする。

3.2.2 JPO

秘密保持下で共有される知識。

当事者が発明の内容を把握できない状況での発明の実施は、公然実施をされる発明とはならない。

学会誌などの原稿の場合、一般に、その原稿が受け付けられても不特定の者に知られる状態に置かれるものではないから、その原稿の内容が公表されるまでは、その原稿に記載された発明は公然知られた発明とはならない。

3.2.3 KIPO

秘密保持下で公然実施をされた、又は公然知られた。

発明の一部を秘密にしなければならない場合、その発明は公然実施をされたとはみなされない。

発明が、大統領令で定められた電気通信回線を介して公開され、一般大衆ではなく、秘密保持義務を有する特定の者によってのみ利用可能な場合、その発明は公衆に利用可能であるとはみなされない。

3.2.4 SIPO

秘密保持の状態にある技術内容は、先行技術に含まれない。秘密保持の状態には、守秘規定又は協定により秘密保持義務が生じる場合だけでなく、社会の慣例又は商習慣、すなわち、暗黙の取り決め又は了解により秘密保持義務が生じる場合も含まれる。

「内部資料」、「限定発行」、又はその他の類似する文言が付された刊行物については、それらが実際に限られた範囲で頒布され、秘密保持が要求されている場合、有効な刊行物とはみなされない。

生産物の展示又は実演の場合、その技術内容が一切説明されず、当事者が生産物の構造及び機能又は成分を知り得なければ、その展示又は実演は使用による開示を構成しない。

発明を試験又は完成するための実験は、公衆に利用可能でなければ、先行技術を構成しない。

3.2.5 USPTO

秘密特許は、公衆に利用可能になるまで先行技術ではない。

オンラインデータベースやインターネット上の掲載などの電子刊行物は、掲載日（又は検索日）を含まない場合、先行技術に属するとはみなされない。

郵便により広められる刊行物は、少なくとも公衆の一員に受け取られない限り、及びその時まで先行技術ではない。

4 「公衆」とは何か？

4.1 解釈

4.1.1 EPO

公衆は、通常、肯定的な意味で定義されず、公衆ではない者を参照することにより間接的に定義される。公表と非公表の境界は、ケースバイケースで決定される場合が多い。

4.1.2 JPO

公衆は、社会の中で秘密保持義務を負わない不特定の者を意味する。

4.1.3 SIPO

公衆には、秘密保持義務を負う者は含まれない。技術情報を取得できる者の種類及び人数は、技術情報を広めるために使用される手段に応じて異なる。

このような者の数及びその経歴に関する制限はない。

4.2 公衆

4.2.1 EPO

明確な秘密保持契約がない場合、開示事項を利用できる者は公衆である。

開示が実際に限られた集団に限定される場合でも、事項は公衆に利用可能であるとみなされる場合がある。

文書は、無料でない場合でも公衆に利用可能である。

4.2.2 JPO

守秘義務がない場合、開示事項を利用できる者は公衆である。守秘義務を負う者から秘密でないものとして他の者に知られた発明は、「公然知られた発明」である。発明者又は出願人の秘密にする意思の有無は関係しない。

4.2.3 KIPO

秘密保持義務を負わない者。

4.2.4 USPTO

特許又は印刷刊行物は、公衆の閲覧に供されるか、又は印刷物の形式で広められ、主題に関心を持つ者及び当業者が、合理的な努力を払って見つけ出すことができる程度に利用可能である場合、公衆に十分利用可能である。

4.3 非公衆

4.3.1 EPO

雇用又は団体への加入により特権的な知識を有する者、及び/又は明示的な秘密保持契約若しくは暗黙の秘密保持の取り決め（黙約）に拘束される者。

破棄されていない明示的な又は暗黙の秘密保持契約に拘束される者。秘密は、善意かつ信頼の関係から導き出すことができる。ビジネス会議は、当事者が秘密であると認識している場合、秘密である。

情報の提供者と特別な関係にある場合、情報を受け取る者は、公衆の一員ではないとみなされる場合がある。特別な関係は、契約を締結した供給者/顧客、又はビジネスパートナーに適用される。

秘密保持契約の対象となる情報は、秘密保持の義務が満了しても自動的に公衆に利用可能にならない。公衆に利用可能にするための何らかの処置が必要である。

4.3.2 JPO

破棄されていない明示的な又は暗黙の秘密保持契約に拘束される者。

学会誌などの原稿の場合、一般に、その原稿が受け付けられても不特定の者に知られる状態に置かれるものではないから、その原稿の内容が公表されるまでは、その原稿に記載された発明は公然知られた発明とはならない。

4.3.3 SIPO

秘密を保持する義務を負う者。

4.3.4 USPTO

何らかの種類の秘密保持契約に拘束される者。

5. 利用可能性の形式

5.1 書面による説明

5.1.1 EPO

書物、すなわち文献は、日付と内容を確実に確認できれば、技術水準とみなされる。

5.1.2 JPO

「刊行物」とは、公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書、図面その他これに類する情報伝達媒体をいう。

「頒布」とは、上記のような刊行物が不特定の者が見得るような状態におかれることをいう。現実に誰かがその刊行物を見たという事実を必要としない。

5.1.3 KIPO

頒布された刊行物とは、頒布により、その内容を公衆に開示することを目的として、印刷、機械的方法、又は化学的方法により複製された文書、図面、又は他のこれに類する情報伝達媒体である。

「頒布」とは、刊行物が、公衆が読む又は見ることが出来る状態に置かれることをいう。実際に誰かがその刊行物を見たという事実を必要としない。

5.1.4 SIPO

刊行物とは、技術や設計の内容を記載しており、独自に存在している伝播キャリアであり、かつ公式な発表又は発行の時期を表示するか、あるいはその他の証拠で証明するものをいう。

文書が刊行物であるかどうかの決定は、発行場所、言語、取得方法、又は年代による制限を受けない。また、頒布数、実際に読んだ者がいるか、出願人が認識しているかは関係ない。

その他の証拠により開示日が証明される場合を除いて、刊行物の印刷日を開示日とみなす。印刷日として特定の月又は年しか明記されていない場合、記された月の末日又は記された年の12月31日を開示日とみなす。

審査官は、刊行物の開示日について疑問がある場合、当該刊行物の提出者に証明を提出するよう要求することができる。

5.1.5 USPTO

少なくとも公衆に利用可能な特許又は印刷刊行物は先行技術を構成する。

5.2 技術標準

5.2.1 EPO

技術標準は、次の場合に先行技術である。守秘義務又は秘密保持義務を課すことなく最後に公開されたバージョン、メンバーが秘密保持義務を負わない準備会議/討論会、公衆に公開され、信頼できる掲載日及び又は日付スタンプのあるウェブサイト、及び一般公衆に公開されていない（例えば、パスワードで保護されている）が、標準化団体のすべてのメンバーに利用可能なウェブサイト上の刊行物。標準化会議のための準備文書は、受け取る者の数が限定されている場合でも先行技術になり得る。明確な法律がない場合、現行の政策では通常、MPEG 準備文書を公衆に利用可能とみなす。

明確な刊行物がなく、秘密保持契約に関する十分な証拠がある場合、技術標準は先行技術ではない。

明確な反対の証拠がない場合、技術標準は幅広い同意に依拠するため、標準化に関する討論会は公衆に利用可能とみなされる。

5.2.2 KIPO

主題が属する技術分野における技術標準及び国内標準は、周知技術及び慣用技術に関する証拠資料である。

5.3 口頭による説明

5.3.1 EPO

内容を記録した文書が後で公開されるか否かに拘らず、講演は技術水準に属する。講演の出席者のうち少なくとも 2 名からメモをもらうことが望ましい。講演者の証言だけでは、開示を証明するのに十分ではない。講演の資料は、信頼性の高い証拠となる。記録や資料がない場合、講演者及び出席者からの宣誓陳述書が入手できれば、それを考慮に入れる。

ラジオ及びテレビ放送、録音又は録画は、技術水準である。

5.3.2 JPO

公然知られた発明は、人を媒体として不特定の者により現実に知られた発明である。通常、講演、説明会等を介して知られることが多い。その場合は、講演、説明会等の内容において説明されている事実から発明を認定する。講演又は説明会で説明される詳細は、技術常識に基づいて解釈される。

5.3.3 KIPO

口頭による開示は先行技術である。口頭による開示を確認するためには、宣誓供述書又は要約書が必要である。

5.3.4 SIPO

口頭による話し合い、報告、又は討論会での発言は先行技術で、その実施日を開示日とみなす。また、公衆が受信できる放送、テレビ又は映画の内容は先行技術で、その放送日又は上映日を開示日とみなす。

5.3.5 USPTO

関係者が自由に参加できる公開討論会において口頭で発表される論文は、その写しが無制限に配布された場合、刊行物になる。

5.4 使用による開示

5.4.1 EPO

使用の証拠は、通常、証拠書類（宣誓供述書、宣誓陳述書）又は証言（例えば、口頭審理における証人からの証言の聴取など）を必要とする。

5.4.2 JPO

発明の「実施」には、発明の使用も含まれる。

5.4.3 KIPO

生産物の販売又は使用は、発明が、その内容を公然知られる、又は公然知られる真のある状態で実施されたことを意味し、「公然実施をされた」とみなされる。

5.4.4 SIPO

技術的解決策が使用されたことにより、開示された、又は公衆に利用可能な状態に置かれた場合、その技術的解決策は先行技術になる。生産物の展示又は実演の場合、その技術内容が一切説明されなかったが、当事者が容易に把握できれば、その展示又は実演は使用による開示を構成する。生産物又は方法が公衆に利用可能になった日付が、使用による開示日とみなされる。

5.4.5 USPTO

知識又は使用は、米国におけるものでなければならない。それ以外の場合、知識又は使用が外国で広められていても、考慮されない。他者による方法の秘密使用は、その生産物が市販されるとしても、先行技術にはならない。ただし、その生産物を調べてもその方法が明らかにならない場合とする。発明者又は発明者の関係者が発明を展示又は販売する場合、その発明が機械又は物品の一部として全く見えないとしても、公衆に利用可能であるとみなされる。

使用又は販売が実験的である場合、それが、当該発明を不備のないものにするため、又は意図した目的に応えるかどうかを確認するための誠実な努力を示すものであれば、阻却自由は存在しない。商業利用が生じる場合、当該発明を不備のないものにする実験の主目的に付随してのみ発生しなければならない。

「販売」による開示の場合、1回の販売又は販売の申出が行われても、条件付きか、非営利的であるかに拘らず、公衆による利用可能性は認められる。ただし、申出又は販売は、米国内で行われなければならない。当事者が主張された販売に関わっている場合、公衆による利用可能性は、売り主が発明を一般公開しないままとするように購入者を拘束するかどうかによって決定される。

5.5 インターネット開示

5.5.1 EPO

すべての種類のインターネット開示は、技術水準の一部である。主な問題は、信頼できる公開日の決定である。問題になる可能性がある場合、審査官に対して、信頼できるインターネットアーカイブを調査するように助言する。別段の明確な表示がない限り、又は出願人が何らかの情報を提供しない限り、日付と内容は、正確なものとして受け入れられる。

5.5.2 JPO

インターネット、商用データベース、メーリングリストなど、電気通信回線を介して技術情報を提供するすべての手段による開示は、

技術水準の一部である。

電気通信回線を通じて得られる技術情報を刊行物と同様に先行技術として引用するためには、出願前において、引用する電子的技術情報がその内容のとおりに掲載されていたことが必要である。公衆に利用可能となった時が出願前か否かの判断は、当該引用する電子的技術情報に表示されている掲載日時に基づいて行う。

したがって、掲載日時の表示がない場合、審査官は、ウェブサイト上の情報を引用してはならない。ただし、掲載された情報に関してその掲載、保全などに権限又は責任を有する者によって、掲載日時とその内容についての証明が提供される場合は、当該情報を引用することができる。

5.5.3 KIPO

先行技術には、公衆掲示板、電子メール並びにウェブページの内容、及び将来の電気通信方法によって配布されるすべての内容が含まれる。掲載日が明確でなければならない。

5.5.4 SIPO

インターネット上の資料、又はオンラインデータベース内の資料は、先行技術として利用ことができ、刊行物とみなされる。

5.5.5 USPTO

オンラインデータベース、インターネットへの掲載などの電子刊行物は、掲載日をもって刊行物とみなされる。当該刊行物に刊行日（又は検索日）が記載されていない場合、先行技術として依拠することはできない。

5.6 実施可能な程度の開示

5.6.1 EPO

当該技術分野における基準日の一般知識も考慮して、当業者に与えられる情報が、基準日に、開示の主題である技術的教示を実施できる場合のみ、主題は、技術水準を構成するとみなされる。

5.6.2 JPO

「刊行物に記載された発明」とは、当業者が、刊行物に記載されている事項及び記載されているに等しい事項から把握できる発明をいう。

ある発明が、当業者が当該刊行物の記載及び本願出願時の技術常識に基づいて、物の発明の場合はその物を作れ、また方法の発明の場合はその方法を使用できるものであることが明らかであるように刊行物に記載されていないときは、その発明を「引用発明」とすることができない。

5.6.3 KIPO

「刊行物に記載された発明」とは、刊行物に直接的かつ明確に記載されている事項、又は刊行物に明示的には記載されていないが、事実上記載されていると認められる事項、すなわち、当該技術分野における技術常識を考慮して、記載されている事項から直接導き出すことができる事項によって特定される発明をいう。

5.6.4 SIPO

開示には、公衆が十分な技術知識を取得できる内容が含まれる。これには、明示的に記載された技術内容、及び当業者が開示から直接的かつ明確に導き出すことができる暗示的な技術内容が含まれる。

5.6.5 USPTO

公衆が、発明日以前に、クレームされている発明を所有していた場合、開示は実施可能要件を満たしている。このような所有は、当業者が刊行物に記載された当該発明に関する説明と自身の知識を組み合わせ、クレームされている発明を製造できた可能性がある場合、有効である。

6 先行技術を適用するための出願の基準日

6.1.1 EPO

基準日は、有効な優先日、すなわち第一国出願の出願日である。優先権主張の有効性は、審査部による審査段階で討議することができる。これにより、優先権が有効ではないとみなされる可能性がある。優先権主張が放棄されるか、又は優先権主張が消失した場合、出願日が基準日となる。

6.1.2 JPO

「特許出願前」とは、「特許出願の出願日前」とは異なり、出願の時分までも考慮したものである。出願人は、先の出願の優先日に依拠することもできる。

6.1.3 KIPO

「特許出願前」とは、出願の時分までも考慮したものである。発明が外国において公知されている場合、その時刻は韓国における時刻に変換される。

6.1.4 SIPO

出願日以前に開示された技術内容はすべて、先行技術の範囲に含まれる。出願日に開示された内容は含まれない。

6.1.5 USPTO

基準日には、(1)実際の出願日、(2)有効な国内利益の主張で特定される最先の米国出願、又は米国を指定国とする最先の国際(PCT)出願の出願日である米国における有効出願日、(3)特定の条件を満たす場合、出願が先の外国出願の出願日の利益を受けることができる外国優先日の3つがある。

7 有効出願日に基づいた抵触する出願及び先行技術

7.1 国内/地域出願及び PCT 出願

7.1.1 EPO

新規性の評価に限り、先行技術には、当該出願の有効な優先日以前に行われ、かつ当該出願の優先日又はそれ以降に公開された欧州特許出願及び PCT 特許出願（国内出願ではない）の開示全体も含まれる。最初の欧州出願の場合、優先日が出願日である。

抵触出願がその公開日時点で係属していることが必要である。

PCT 出願は、適切な出願手数料が納付され、かつ英語、フランス語又はドイツ語の翻訳が欧州特許庁に提出された場合のみ新規性の評価のための先行技術に含まれる。

7.1.2 JPO

抵触出願は、日本出願、及び日本を指定国とし、かつ日本語によるか、又は日本語の翻訳が提出された PCT 出願であってもよい。

7.1.3 KIPO

当該特許出願の出願日以前に出願され、当該特許出願の出願後に出願公開されたか、公表された他の特許又は実用新案登録出願の明細書又は図面に記載された発明又は考案と同一の発明について特許の出願が行われた場合、特許は付与されない。ただし、当該特許出願の発明者と他の特許出願又は実用新案登録出願の発明者が同一人物である場合、これは適用されない。同様の制限は、当該出願の出願時点の出願人にも適用される。

7.1.4 SIPO

発明の新規性を審査する場合、専利局で審査されている出願の出願日前に任意の主体又は個人により出願され、かつ当該出願日当日又はそれ以降に公開されるか、若しくは公表された同一の発明に係る出願は、審査中の出願の新規性を奪う。抵触出願は、中国で行われた出願、及び中国の国内段階に移行した PCT 出願に限定される。出願は、発明又は実用新案のどちらに関するものでもよい。

7.1.5 USPTO

米国特許又は公開された米国特許出願は、審査されている出願の有効出願日に書類が公衆に利用可能となっていない可能性があっても、出願日又は有効出願日時点で先行技術とみなされ、先行技術として依拠することができる。

PCT 出願は、米国を指定国とし、かつ英語で公開されている場合、2000 年 11 月 29 日以降の PCT 出願日は、米国における出願日として依拠することができる。

8 グレースピリオド

8.1 定義

発明の開示が先行技術として考慮されない出願前の特定の期間。

8.2 解釈

8.2.1 EPO

次の 2 つの場合のみ、出願の実際の出願日（優先日ではない）以前の 6 ヶ月間がグレースピリオドとして付与される。

(i) 種類にかかわらず、開示が、出願人又はその法律上の前権利者に対する明らかな濫用に起因した場合。明らかな濫用は、実際に害を及ぼす意思、又は害が生じる若しくは生じる虞がある実際の知識のいずれか（例えば、秘密保持違反）が存在する場合に立証される。

(ii) 開示が、出願人又はその法律上の前権利者により、欧州特許庁によって認められた国際博覧会でなされた場合。出願時に、展示に関する陳述書及び博覧会の当局による証明書を欧州特許庁に提出する必要がある。

これ以外の出願人自身による開示は先行技術である。

8.2.2 JPO

開示は、以下のいずれかに該当し、出願日前の 6 ヶ月以内になされた場合、新規性及び進歩性を判断する際に考慮されない。

(i) 開示が、特許を受ける権利を有する者の意思に反して至った場合。

(ii) 開示が、特許を受ける権利を有する者の行為の結果として至った場合（ただし、発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲

載されたことにより至ったものを除く)。

出願人は、特許出願時に、自身が上記の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面を特許出願と同時に提出し、かつ、特許出願の日から 30 日以内に、開示が上記の(ii)を満たすことを証明する文書を提出しなければならない。

8.2.3 KIPO

開示は、以下のいずれかに該当し、第一国出願日前の 12 ヶ月以内に何人かによりなされた場合、新規性及び進歩性を判断する際に考慮されない。

(i) 開示が、特許を取得する権利を有する者の意図に反して至った場合。

(ii) 開示が、特許を取得する権利を有する者の行為の結果として至った場合（特許出願又は特許登録が、条約又は法律に従って韓国の国内外で公開されている場合、この規定は適用されない）。

8.2.4 SIPO

次のいずれかの状況が生じた場合、出願日（適用可能な場合は、優先日）以前の 6 ヶ月間がグレースピリオドとして付与される。

(i) 中国政府が主催しているか又は承認している国際博覧会で初めて展示された場合。

(ii) 指定された学術会議又は技術会議の場で初めて公開された場合。

(iii) その内容が出願人の同意を得ることなく他人によって漏洩された場合。

8.2.5 USPTO

1 年の時間的制約は、米国における有効出願日から数えられる。出願人は、米国における有効出願日で終了する 1 年のグレースピリオドの前日に、当該発明が公知となった場合、特許の取得を阻却される。公知となることは、公用、公の販売、公開、特許又はこれらの組み合わせによって生じ得る。当該発明が公知となった方法は問題にならない。

出願人自身の成果に関する出願日前 1 年以内の自らの開示は、自らに対して使用することはできない。したがって、出願人が自らの出願に対して引用する刊行物の共著者の 1 人である場合、その刊行物は、その刊行物の関連部分が出願人を端緒とする、若しくは出願人から入手されたことを立証する他の著者により作成された宣誓供述書を提出することにより引例として削除することができる。拒絶は、出願人がその原稿は出願人自身の成果を記載するものであることを立証する明確な宣誓書を提出することによって克服することができる。